

平成 31 年 3 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 31 年 3 月 26 日 (火) 午後 2 時 00 分から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 徳道 茂 2 番委員 中野 敏明  
3 番委員 濱 祐子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、教育総務課参事 山口 将、学校教育課長・高田幼稚園長 親跡久樹、社会教育課長 小池兼一郎、社会教育課副課長 福山 亮、文化行政課長 中西 聰、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、教育センター所長 歌川 孝、高田公園オーレンプラザ館長 笹川桂一、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、新水族博物館整備課長 大瀧紀夫

事務局 教育総務課副課長 内藤香織、塚田美和子、企画係長 加藤義浩、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 2 人

5 会議に付議した事件

議案第 9 号 上越市学校給食費徴収規則の一部改正について

議案第 10 号 上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

議案第 11 号 上越市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

議案第 12 号 上越市学校運営協議会規則の一部改正について

議案第 13 号 上越市教育委員会組織規則の一部改正について

議案第 14 号 上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について

議案第 15 号 上越市文化財の指定について

議案第 16 号 上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱について

議案第 17 号 上越市立学校における学校運営協議会委員の任命について

議案第 18 号 上越市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び解任について

議案第 19 号 上越市立教育センター運営委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 20 号 上越市社会教育委員の委嘱について

議案第 21 号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 22 号 上越市青少年健全育成委員の委嘱及び解任について

議案第 23 号 上越市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第 24 号 上越市美術資料収集委員会委員の委嘱について

議案第 25 号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第 26 号 上越市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 27 号 上越市教育委員会職員の仕事異動について

教育長開会宣言 午後 2 時 00 分

会議録署名委員の指名 濱 祐子 委員

教 育 長	議案第 9 号上越市学校給食費徴収規則の一部改正について上程、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、学校給食費について、学校事務の軽減を図るとともに納付の流れを整理するため、規則中の、学校を経由して納付する旨の記述を削除するほか、7 月分給食費の納付月の規定、8 月分喫食分の実績報告の時期を追加するものである。 これまで、学校給食費については、小中学校預り金事務運営協議会において、PTA 会費などと共に保護者の口座から引き落としした後、一旦各学校長口座に入り、それぞれの学校から学校給食費分を市会計へ納付していたが、各学校の事務軽減と、市会計への納付の遅れを防ぐため、学校を経由せず一般会計へ納付を受けるべく改正するものである。 施行期日は、学校を経由する旨の条文の削除は平成 31 年 9 月 1 日、その他については 4 月 1 日の予定である。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 9 号についてはご承認いただけるか。 <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 10 号上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について上程、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、雇用促進町内会がアシスト上越マンション町内会に町名変更することに伴い、関係する国府小学校の通学区域を改めるものである。 施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日の予定である。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 10 号についてはご承認いただけるか。 <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 11 号上越市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について上程、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、学校教育法の一部改正を受け改正するものである。 文部科学省において、専門職大学及び専門職短期大学が創設され、平成 31 年 4 月より学校教育法の一部を改正する法律が施行される。この改正に伴い、上越市奨

学貸付条例施行規則で定める第 1 号様式奨学生採用申込書中の、学校の種類に、専門職大学及び専門職短期大学を追記するものである。また、このたびの一部改正に合わせ、これまで明記していなかった専門職大学院についても追記する。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日の予定である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 11 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 12 号上越市学校運営協議会規則の一部改正について上程、説明を求め  
る。

教育総務課長

このたびの一部改正は、学校運営協議会の組織委員である、地域青少年育成会議  
地域コーディネーターの名称を、上越市地域学校協働活動推進員に改めるものであ  
る。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日の予定である。

社会教育課長

平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員  
会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関  
し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う、地域学校協働活動推進員の委嘱  
に関する規定が整備された。この改正を踏まえ、国は地域学校協働活動が円滑かつ  
効果的に実施されるよう推進している。

地域学校協働活動推進員は、地域と学校との連絡調整や活動の企画・運営等を行  
う人であり、社会教育法に基づいて教育委員会が委嘱するものである。

当市においては、既に設置要綱を定めて委嘱している地域コーディネーターが、  
学校支援の枠組みを超えて、地域と学校をつなぎながら協働活動を進める役割を担  
っていること、この推進員の委嘱が、現在、国県から受けている補助金の今後の必  
須要件になっていく見込みであることから、今回、地域青少年育成会議地域コー  
ディネーター設置要綱を上越市地域学校協働活動推進員設置要綱として改正するも  
のである。改正の内容は、名称の変更と文言整理である。

なお、要綱を改正しても、活動内容が大きく変わるものではなく、要綱上は地域  
学校協働活動推進員となるが、地域での呼称は、慣れ親しまれた地域コーディネ  
ーターのままにしたいと考えている。この点については、文部科学省から差し支えな  
いとの見解を伺っている。

教 育 長

改正前は、地域青少年育成会議の委員か地域青少年育成会議のコーディネーター  
ということで、同じ組織から出ているというのが分かりやすかった。改正後は地域  
青少年育成会議の委員と上越市地域学校協働活動推進員のどちらかでいいというこ  
とで、ある意味では分かりにくいのではないかとということもある。第 8 条の項を増  
やして、上越市地域学校協働活動推進員とする議論もあったが、1 つの地区から地  
域青少年育成会議が 2 人というのがいきなりという部分もあり、このようになった。  
ただ、地域青少年育成会議のコーディネーターは非常に大事であるので、1 年  
かけて社会教育課や学校教育課で動いてみて、またお諮りするということにさせ  
ていただきたいということで、今回は名称変更留めさせていただいたところであ  
る。

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

上越市地域学校協働活動推進員設置要綱に定める推進員に地域コーディネーター  
が該当するということである。青少年の健全育成活動に関心のある人とあるが、関  
心があるだけでなく、実際に推進されている方を指すのだと思う。例えば、町内会

で子どもたちの地域活動を応援する方や、PTAの中にもそういう人がいる。推進員というのは、大きい枠であり、その中にこれまでのコーディネーターが一部として含まれると考えてよいか。

教 育 長 今のご指摘と同じ疑問を私も感じた。名称変更なのか、制度を整理し、これを利用してコーディネーターをその中に包含したのかということが少し分からなかった。

社会教育課長 推進員は幅広なところがある。平成 23 年からコーディネーターを始め、当市はその位置付けを比較的しっかりと定めてきたが、他の市町村ではこの位置付けが明確でないところがあったという状況である。

教 育 長 コーディネーターという職務に自信があるのであれば、そのことが先で、名称が後についてきたという整理のほうがいいのではないかと申し上げたが、上越市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条の 4 つの項が残ることもあり、今回は名称変更ということでご理解いただき、もう少し整理をさせていただきたいと思っている。

中 野 委 員 注目され、推進していきたいという取組である推進員を設置要綱にいち早く取り入れているということは意味があると思う。

教 育 長 それでは、議案第 12 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 13 号上越市教育委員会組織規則の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、平成 31 年度における教育委員会の組織、所掌事務及び職員の職に係る規定を整備するものである。

主な改正内容として、スポーツ推進課内のオリンピック・パラリンピック推進係を拡充し、オリンピック・パラリンピック推進室を設置するとともに、教育総務課企画係の所掌事務に、水族博物館及び全国人権・同和教育研究大会に関することを加える。

また、職員の職として新たに、室長、副室長、上席司書、上席栄養士長を設置する。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日の予定である。

教 育 長 上席司書と上席栄養士長について説明してほしい。

教育総務課長 上席司書と上席栄養士長は副課長級の職である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 13 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 14 号上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、平成 31 年度組織改編に伴い、課長等の個別専決事項、文書記号及び職員の標準的な職に係る規定を整備するものである。

主な改正内容として、教育総務課長が専決をする事項に水族博物館及び全国人権・同和教育研究大会に関する事務の処理を加えるとともに、オリンピック・パラリンピック推進室長が専決をする事項を定めるほか、同推進室が文書を発する際に番号と併せて付する記号を「上教オリ」とするなど、所要の改正を行うものである。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日の予定である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 14 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 15 号上越市文化財の指定について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市文化財の指定について、3 月 4 日の上越市文化財調査審議会に諮問し、同日付けで答申があったことから、上越市文化財保護条例第 3 条の規定に基づき議案を提出するものである。

答申のあった文化財の指定候補物件 1 は、「旧第四銀行高田支店 附図面 3 葉」、物件 2 は、「旧直江津銀行 附金庫 1 基」、いずれも種別は、有形文化財、建造物である。

文化行政課長

候補物件 1 の旧第四銀行高田支店は、市の所有で、上越市本町三丁目 3 番 2 号に所在する。鉄筋コンクリート造りで地下 1 階、地上 3 階建てとなっており、昭和 6 年に建設された。3 月 4 日の上越市文化財調査審議会では、「ヨーロッパの古典主義と言われるコンクリートで意匠的にもきちんと設計された建物である。」「外観内観ともいわゆる意匠が大変よく残されており、意匠的に優秀であることが特筆される。」「地域の人たちの集会室として 3 階の空間も地域を理解する上で大変貴重である。」「この建物は第四銀行の支店ではなく、もともとは百三十九銀行の本店として造られた。大手ゼネコンの清水組、現在の清水建設に請け負わせ、東京から最先端の建築技術を取り入れて、本店としてのグレードで建てられたものである。」「当市の近代化の一つの到達点として、昭和の時代に資本主義がここまで発達して、百三十九銀行の本店がああいう形でできたということは、歴史の生き証人のような文化財と言える。」という意見が出された。これらの意見を踏まえ、「本候補物件は、現存する上越市の鉄筋コンクリート造建築の中で 2 番目に古く、昭和初期に全国で建てられた鉄筋コンクリート造による古典主義様式の銀行建築の特徴を内外観によく残す。」「銀行建築として技術的にも様式的にも質が高く、地域に開放した公共性を示すものである。」「昭和初期の高田を代表した企業のあり方を表す建築として価値が高い。」「建築年代や設計者が分かる図面 3 葉も附として指定すべき。」との答申があった。また、本物件の指定基準について、委員からは、建造物の要件すべてに当てはまるという評価があったが、とりわけ「意匠的に優秀なもの」が適当との答申があった。

候補物件 2 の旧直江津銀行についても市の所有で、上越市中央三丁目 7 番 31 号に所在する。塗屋造の平屋建てで、屋根には棧瓦が葺かれており、明治 40 年に建築されたものを大正 9 年に現在地に移築した。3 月 4 日の上越市文化財調査審議会では、「外観、内観、金庫や窓、床、カウンターなど、よく保存されている。」「金庫も移築し、直江津銀行としてこの建物を大事に社屋として使っていたことが分かり、金庫も重要な要素である。」「明治 40 年の建築は、県内の擬洋風建築の銀行建築として最古であり、旧直江津銀行は、その中でも歴史的な価値が高いということが特筆される。」「大火を考えると、直江津のまちではそれ以外でも漆喰の寺院や煉瓦塀など、火災への対応をまち全体として積み上げてきたことがあり、そういうことを直江津のまちの歴史として大事にしてきたということを表す建物である。」、

「意匠的にも特徴はあるが、わざわざ漆喰の土壁で銀行を造ったということは、直江津の歴史を表していると言える。」「旧直江津銀行は、銀行というだけではなく、海運に関わる直江津の港に関係した建物であることが、地域を理解する上で貴重である。」という意見が出された。これらの意見を踏まえ、「本候補物件は、明治以降に全国の主要都市で建てられた擬洋風建築として、上越市でもっとも古い。」「火災の多かった直江津には土蔵造の寺院が現在も多く存在する。直江津の伝統技術を受け継ぐとともに欧米建築の要素を摂取した、港町・直江津の近代の発展を表す建築として価値が高い。」という答申があった。本物件の指定基準について、本物件もすべての要件に当てはまるという評価があったが、とりわけ「地域的特色において顕著なもの」が適当ということで、先ほど説明した、大火との関係ということが強調されている。

なお、2件の候補物件について、上越市文化財調査審議会の川村委員長から、銀行はまちのランドマークであり、この平成の終わりまで高田と直江津でそれぞれ建物が残り、文化財となることはとても喜ばしいことで、市民の誇りとしてもらいたいというコメントをいただいている。

本物件が指定になると、上越市指定文化財は321件となり、国・県指定を含めて市内の文化財の数は370件となる。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

貴重な文化財をいかに有効に活用するか、市民の皆さんによく理解をしてもらうことが必要だと思う。旧第四銀行高田支店は、文化振興課がすぐに対応して活用することができ、皆さんから知ってもらうこともできる。旧直江津銀行は、例えば、直江津駅から直江津を散策してくる人が見学したいと思った場合、対応できるのか。

文化行政課長

旧直江津銀行は、4月3日に竣工式を行い、4月6日から公開される。建物の活用にあたっては、これまでもライオン像のある家の活用に関わってきた地元の市民団体のLLCまちみらい直江津が請け負うと聞いている。

教 育 長

ライオン像のある館という施設名で条例が制定された。中野委員がおっしゃったように、指定だけが文化行政課の仕事ではないので、市民の皆様から親しんでいただけるような仕掛けをお願いしている。例えば、文化財の指定の有無に関わらず、地域の宝を大事にしている人を奨励するような制度を創るとか、そういったことをお願いしているので、改めて協議させていただきたい。

それでは、議案第15号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第16号上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立の学校の教育環境の一層の充実及び振興を目指し、全市民的視点から学校の適正配置基準等について検討するために設置しているものである。

このたびの委嘱は、任期満了に伴い、学識経験者やPTAの代表者、学校の関係者など12人の委員の委嘱を行うものであり、新任が6人、再任が6人である。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

藤田教育総務  
課参事

新任の委員について説明する。学識経験者の歌川委員は、教育センターの所長である。河野委員は、教育学と心理学を専門とする上越教育大学の准教授である。また、学校の関係者として、校長会から推薦のあった小・中学校の校長、私立幼稚園連盟会長、保護者を委嘱する。

教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 16 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 17 号上越市立学校における学校運営協議会委員の任命について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市学校運営協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携の強化を図ることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的に設置しているものである。</p> <p>このたびの任命は、任期満了に伴い、地域住民等 723 人、教職員 141 人、公募に応じた市民 6 人の合計 870 人の委員の任命を行うものであり、新任が 264 人、再任が 606 人である。</p> <p>任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間である。</p> <p>なお、平成 31 年度の学校運営協議会委員の定員は 878 人であるが、3 月 26 日現在 8 人の欠員報告があり、総数 870 人で前年度比 11 人の減である。</p>
学校教育課長	欠員の内訳は、地域住民が 5 人、関係行政機関の職員が 1 人、地域青少年育成会議の委員が 2 人である。4 月中には追加で任命したいと考えている。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 17 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 18 号上越市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>有田小学校の学校内科医の増員及び学校耳鼻科医の変更に伴い、平成 31 年 3 月 31 日付けで学校耳鼻科医 4 人を解任するとともに、学校内科医 1 人、学校耳鼻科医 4 人を新たに委嘱するものである。任期は、有田小学校の学校内科医は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間、それ以外の学校の学校耳鼻科医については、前任者の残任期間である平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間である。</p> <p>次に学校歯科医及び学校薬剤師については、任期満了に伴い、学校歯科医 62 人、学校薬剤師 63 人を新たに委嘱するものである。</p> <p>任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。</p>
学校教育課 手塚副課長	有田小学校は、今年度は学校内科医 1 人体制であったが、児童数が多いことから 1 人増員し、2 人体制にすることとした。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 18 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 19 号上越市立教育センター運営委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。

教育総務課長 教育センター運営委員会委員は、教育センターの所務の円滑な推進を図るため、教育センター所長の諮問に応じ、助言をすることを職務としている。  
このたびの委嘱及び解任は、10 人の委員のうち、今年度末で退職となる教職員の委員 2 人を任期途中の平成 31 年 3 月 31 日付けで解任するとともに、任期が満了する 4 人の委員の後任として、小中学校長などから合わせて 6 人の委員を委嘱するものである。  
任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

教育センター  
所長 石野委員は、大学での現職の任期 2 年が満了となるものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 19 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 20 号上越市社会教育委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長 社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委員会に助言をすることを職務としている。  
このたびの委嘱は、任期満了に伴い、20 人の委員を委嘱するものであり、新任が 7 人、再任が 13 人である。  
任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

社会教育課長 新任の委員について説明する。杉原委員は有田地区体育レクリエーション協会の副会長で、直江津中学校学校運営協議会委員である。平原委員は上越青年会議所理事である。松井委員は、NPO 法人三和スポーツクラブのクラブマネージャーである。森田委員は、名立体育協会理事、名立の子どもを守り育む会運営委員である。秋山委員は、主任児童委員で大島音楽協会副会長、大島つ子を育む会「コール大島」の代表である。高橋委員は、パネルシアター「雪ん子」、大養保育園現園長である。小林委員は、公募に応じた市民である。  
社会教育関係者と家庭教育関係者は、高田、春日、直江津、頸北、頸南、東頸地区から、地域のバランスを考えて委員を選出している。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 20 号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 21 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について上程、説明を求める。



教育総務課長	<p>上越市立公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議することを職務としている。</p> <p>上越市立公民館運営審議会委員については、社会教育委員と兼務としており、先ほど審査いただいた議案第 20 号の上越市社会教育委員と同じ委員を委嘱するものである。</p> <p>任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 21 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 22 号上越市青少年健全育成委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>青少年健全育成委員は、青少年の健全育成にかかる街頭指導等に従事していただくために設置しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、上越地区保護司会から委員変更の依頼があったこと、上越地区保護司会及び直江津小学校区の町内会から欠員となっていた委員の推薦をいただいたこと、及び大町小学校区の町内会選出委員の退任の申し出があったことから、委員の委嘱及び解任を行うものである。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 22 号についてはご承認いただけるか。
	<b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 23 号上越市地域学校協働活動推進員の委嘱について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市地域学校協働活動推進員は、議案第 12 号の審議の際に説明した地域青少年育成会議地域コーディネーターの名称を変更したものであり、市内中学校区に設置されている地域青少年育成会議の活動を支援し、充実させるために設置しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、任期満了に伴い、155 人の委員を委嘱するものであり、全ての委員が再任である。</p> <p>任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの 1 年 2 か月である。</p>
社会教育課長	<p>推進員の人数は、少ないところは 4 人、多いところは 13 人で、地域によって差がある。これは、各地域での活動数が異なることによるものである。また、全ての委員が再任であることについては、各地域青少年育成会議からの推薦を受けて委嘱していることによるものである。</p> <p>任期について、各地域で 4 月から 5 月にかけて行われる総会終了後に交代等の報告があることから、現在 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間としている任期を 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとするため、今回の委嘱については、改正要綱の附則に任期の特例を設け、任期を平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日</p>

での1年2か月とするものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第23号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第24号上越市美術資料収集委員会委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市美術資料収集委員会は、当市における美術品及び美術に関する資料の収集の適正を図るため設置しているものである。

このたびの委嘱は、任期満了に伴い、美術に関する専門家である第1委員4人と、上越市民で美術に造詣の深い第2委員1人の委員の委嘱を行うものであり、新任が2人、再任が3人である。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

歴史博物館長 新任の委員について説明する。池上委員は、元新潟県美術教育連盟会長である。三浦委員は、上越美術協会の事務局長である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第24号についてはご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第25号上越市スポーツ推進審議会委員の任命について上程、説明を求める。

教育総務課長 上越市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行い、多様化するニーズに対応したスポーツ活動につなげることを目的として設置しているものである。

このたびの委嘱は、任期満了に伴い、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員、スポーツを実践しその活動に顕著な実績が認められる者、スポーツ団体の代表者、その他教育委員会が必要と認める者の15人を委員に任命するものであり、新任が5人、再任が10人である。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

スポーツ推進課長 土田委員は、体育教育を専門とする上越教育大学教授である。長谷川委員、石野委員、亀山委員は高等学校、中学校、小学校体育連盟から推薦をいただいた。齊藤委員、高橋委員、佐藤委員はジュニアトップアスリート育成事業と県の地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業の対象種目である空手、スキー、体操について、小中一貫指導体制が整っている団体ということで選出していただいた。和栗委員、春日委員、滝本委員、高橋委員、川澄委員は、スポーツ団体の代表者ということで、各団体から推薦いただいた。三浦委員は、上越市運動普及推進協議会からの推薦である。竹原委員は、パラリンピック柔道の招致活動をしていることから、上越市柔道連盟から推薦をいただいた。竹内委員は、中郷区に設置されるさとまるスポーツクラブからの推薦である。

教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	組織からの推薦ということもあるのだろうが、女性の委員が 2 人で、偏りがある。組織に推薦を依頼する際に、女性の推薦をお願いすることはできないのか。
スポーツ推進課長	今回も女性委員の推薦を依頼したところだが、各団体から会長や副会長をご推薦いただいたため、結果としてこのような男女比になった。次回は十分配慮したい。
教 育 長	それでは、議案第 25 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 26 号上越市スポーツ推進委員の委嘱について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの推進役として、市民への実技指導や行事等への参画を通し、多くの市民が生涯スポーツを実践することができる環境を整えることを任務としている。 このたびの委嘱は、任期満了に伴い、各中学校区から 2 人以上の委員を選出し、66 人を委員に委嘱するものであり、新任が 14 人、再任が 52 人である。 任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。
スポーツ推進課長	総合型地域スポーツクラブがある地域はクラブからの推薦、地域青少年育成会議からは全体の半数以上の 37 人の推薦、まちづくり振興会からは 14 人の推薦をいただいた。地域に活動母体がある方の推薦をいただいたところであり、何よりも意欲がある方というのが長く活動していく上で大切だと考え、継続の意思がある方は基本的に再任とした。
教 育 長	公募に応じた方はどのような方か。
スポーツ推進課長	公募に応じた方は、元々スポーツ推進委員をやっていた方である。
教 育 長	それでは、議案第 26 号についてはご承認いただけるか。  <b>原案どおり承認</b>
教 育 長	議案第 27 号上越市教育委員会職員の人事異動について上程、説明を求める。
教育総務課長	このたびの人事異動は、市全体の方針として、平成 31 年度から実施する第 6 次総合計画の後期基本計画及び第 6 次行政改革推進計画並びに第 2 次財政計画Ⅱ期計画などを着実に推進するため、関係部課の機能強化に向けた人員配置を行ったものである。 教育委員会組織については、組織規則の改正議案で説明したとおり、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ホストタウンとしての取組を加速させるとともに、この機会をいかして市民のスポーツに対する興味や関心を喚起し、スポーツ活動の更なる活性化を図るため、スポーツ推進課内のオリンピック・パラリンピック推進係を拡充し、教育委員会事務局にオリンピック・パラリンピック推進室を設置する。 また、昨年 6 月に開館した水族博物館 うみがたりの今後の安定運営の目途が立ったことから、市長部局にあった新水族博物館整備課を廃止し、博物館法の趣旨の下、教育総務課が主体となって施設の運営を行うこととし、あわせて、2020 年度に当市で開催される第 72 回全国人権・同和教育研究大会の準備に関する事務についても教育総務課の所掌となることから、関係する職員の人員配置を行ったものである。 異動の詳細については、転入は、市長部局から 37 人、県教育委員会から 4 人、

新採用が 3 人。転出は、市長部局等へ 36 人、県教育委員会へ 5 人。教育委員会内における昇任が 15 人。学校調理員・用務員等の配置換が 12 人。再任用が 7 人。退職が 16 人、辞職が 2 人である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 27 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後 3 時 15 分

平成 31 年 4 月 24 日

上越市教育委員会

教育長

野澤 朗

会議録署名委員

濱 祐子